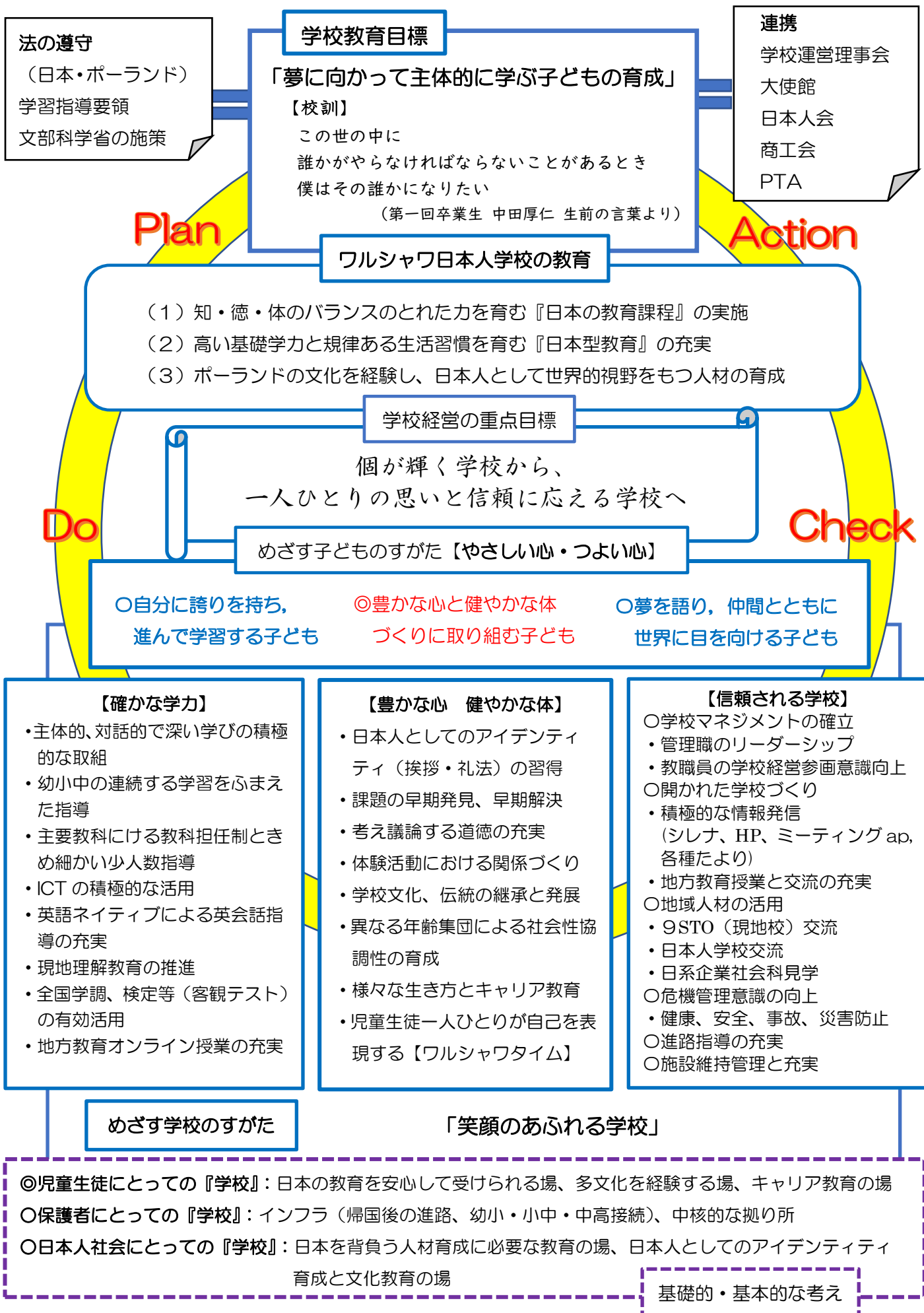




きょういくもくひょう

教育目標



ゆめ む

夢に向かつて

しゅたいてき

まな

主体的に学ぶ子どもの育成

【校訓】

この世の中に

誰かがやらなければならないことがあるとき

僕はその誰かになりたい

(第一回卒業生 中田厚仁 生前の言葉より)

令和7年度 ワルシャワ日本人学校の教育

I 本校教育の目的

本校は、日本国憲法及び教育基本法の理念に基づき、学校教育法及び文部科学省の定める諸法令並びに学習指導要領に準拠した初等・中等教育を施すことを目的とする。

II 学校教育目標 「夢に向かって主体的に学ぶ子どもの育成」

【校訓】

この世の中に 誰かがやらなければならないことがあるとき 僕はその誰かになりたい
(第一回卒業生 中田厚仁 生前のことばより)

III 目指す学校像

『個』が輝く学校から。一人ひとりの思いと信頼に応える学校へ
～笑顔のあふれる学校～

IV 目指す子ども像【やさしい心・つよい心】

- 自分に誇りをもち、進んで学習する子ども 【自立】
- 夢を語り、仲間と共に手を携えて広く世界に目を向ける子ども 【貢献】
- 豊かな心と健やかな体づくりに意欲的に取り組む子ども 【健康】

V 目指す教師像

- 子どもを愛し、温かい心で子どもを伸ばす教師 【愛情】
- 教育者としての自覚を持ち、範を示す教師 【信頼】
- 保護者の期待に応え、誠実な態度で接する教師 【誠実】
- 心身共に健康で、はつらつとした教師 【明朗】

VI 本校の重点

- (1) 徳・知・体のバランスのとれた力を育む『日本の教育課程』の実施
- (2) 高い基礎学力と規律ある生活習慣を育む『日本型教育』の充実
- (3) ポーランドの文化を経験し、日本人として世界的視野をもつ人材の育成

VII 具体的な展開

(1) 確かな学力の育成

- ① 主体的、対話的深い学びの積極的な取組
- ② 幼小中の途切れない連続する学習を踏まえた、系統学習の充実。
- ③ 主要教科における教科担任制ときめ細かい少人数指導の充実と実行。
- ④ 英語ネイティブによる英会話指導の充実。
- ⑤ ICTの積極的活用。
- ⑥ 現地理解教育の推進
- ⑦ 全国学力学習状況調査・各種検定、客観テスト等の有効活用

(2) コミュニケーション能力の育成

- ① 国語力の伸長（読む力・書く力・聞く力・話す力）
- ② 書く力・話す力を用いて、自分の伝えたい事を正確・効率的に伝える能力の向上。
- ③ 外国語活動・英語科の授業時間の充実。
- ④ 国語科・英語科・英会話学習の成果を発表する場、活用する場の設定
- ⑤ めあてや年間の見通しを明確にしたワルシャワタイムの充実

(3) 道徳・特別活動の充実

- ① 道徳の授業を核にした「豊かな心」の育成
- ② 異学年集団による活動、学校行事による自主的・実践的態度の育成
- ③ 日本人としてのアイデンティティの育成（挨拶・作法・礼法）
- ④ 考え議論する道徳の充実
- ⑤ キャリア教育の推進

(4) 国際理解教育の充実

- ① 日本の伝統文化の継承
- ② 国際交流活動による異文化理解
- ③ 生活科、社会科、総合的な学習の時間を核とした現地理解教育の実施

(5) 安全・健康教育の推進

- ① 体育科を核とした健康の維持増進と運動の日常化とその結果の記録
- ② 体育科や生活科、学級活動、校庭開放の時間等での心の健康教育の推進
- ③ 避難訓練を通じた危機意識の醸成

VIII 開かれた日本人学校

- (1) 本校の教育活動の公開
- (2) 学級懇談、個人懇談の実施
- (3) ゲストティーチャーの活用
- (4) 現地校、インターナショナルスクールとの交流
- (5) 日本人会・商工会との緊密な連携
- (6) 地方の邦人子女に対する教育支援

IX 教員研修・研究体制

- (1) 子供の実態に即した校内研修テーマの設定と実践
- (2) 授業交流週間の設定と実施
- (3) 教員研修としての現地視察研修の実施
- (4) 教員個々による研修成果発表、情報交換

X 幼稚部

小学校への滑らかな接続、地域貢献の一環として、4、5歳児の教育を実施
*詳細は募集要項参照

ワルシャワ日本人学校規則

第 一 章 総 則

- 第 1 条 (名称) この学校を在ポーランド日本国大使館付属ワルシャワ日本人学校と称する。
(ポーランド語名) SZKOŁA JAPONSKA przy Ambasadzie Japonii w Warszawie
(英 語 名) THE JAPANESE SCHOOL IN WARSAW
- 第 2 条 (所在地) この学校を [REDACTED] に置く。
- 第 3 条 (設置者) この学校は、日本国政府の認める在外教育施設として、ポーランド日本人会がこれを設置する。
- 第 4 条 (運営) 学校の運営は、学校運営理事会（以下 理事会）がこれにあたる。
理事会規則は、別に定める。
- 第 5 条 (目 的) この学校は、日本国憲法、教育基本法の理念に基づき、学校教育法並びに文部科学省の定める諸規則及び学習指導要領に準拠した初等・中等教育を施すことを目的とする。
- 第 6 条 (就 学) この学校に就学できる者は、学校教育法の定める学齢児童生徒を原則とする。
- (定 員) 学校の収容定員は、幼稚部 10 名、小学部 35 名、中学部 10 名とし、児童生徒の定員は特に定めない。

第 二 章 教 育 課 程

- 第 7 条 (教育課程) この学校の教育目標を達成するために教育基本法・学校教育法・学習指導要領等の示すところに従い、学校の実態を考慮し、幼児、児童生徒の発達段階や経験に応じて教育課程を編成する。教科等の時数は別表に示す。
- 第 8 条 (修業年限) この学校に、幼稚部、小学部及び中学部を置き、修業年限はそれぞれ 2 年、6 年及び 3 年とする。
- 第 9 条 (課程の修了) 幼稚部、小学部または中学部の各学年の課程をそれぞれ修了した児童生徒には、修了証を授与する。
- 第 10 条 (学 年) 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第11条
(休業日)

授業を行わない日は原則として春、夏、冬の三期休業、土曜日、日曜日、ポーランドの祝日とする。ただし、校長が必要と認めた場合は授業を行うことができる。

- 1 土曜日・日曜日
- 2 学年始休業日
- 3 夏季休業日
- 4 冬季休業日
- 5 学年末休業日
- 6 ポーランドの祝日
 - 元日
 - 公現祭（1月6日）
 - イースター（変動・日曜日）
 - イースター・マンデー（変動・月曜日）
 - メーデー（5月1日）
 - 憲法記念日（5月3日）
 - 聖霊降臨祭（変動・日曜日）
 - 聖体節（変動・木曜日）
 - 聖マリア被昇天祭（8月15日）
 - 万聖節（11月1日）
 - 独立記念日（11月11日）
 - クリスマス（12月25日）
 - 聖シュチェパンの日（12月26日）

7 ブリッジ休暇等

《付則》

- 1 休日に授業を行った場合、振替休業日を取ることができる。
- 2 年度末に第4条に定める理事会に提出する年間計画に従う。

第12条
(学 期)

学期を分けて次の三学期とする。

- | | | | |
|------|----|-----|--------|
| 第1学期 | 4月 | 1日～ | 7月31日 |
| 第2学期 | 8月 | 1日～ | 12月31日 |
| 第3学期 | 1月 | 1日～ | 3月31日 |

第13条
(臨時休業)

臨時に授業を行わない日は、次の通りとする。

- 1 校長が幼児、児童生徒の健康・安全上必要と認めたとき。
- 2 ポーランド政府による特別な休校令が出されたとき。

第 三 章 入 学・転（退）学

第 1 4 条 入学を希望する幼児、児童生徒の保護者は、必要な書類を校長に提出する。校長（入学）により入学を許可された幼児、児童生徒は、学校の諸規則、諸注意を守らなければならない。

第 1 5 条 転学・退学を希望する幼児、児童生徒の保護者は、転出届により校長に申し出る。その場合、学校において、必要な関係書類を作成する。（転学・退学）

第 四 章 教 職 員

第 1 6 条 1 校長は、学校を代表し、校務を司り、所属員の監督をし、必要に応じて、（教職員の職務）児童生徒の教育を司る。
2 教頭は、校長を補佐し、校務を整理し、必要に応じて児童生徒の教育を司る。
3 教務主任は児童生徒の教育を司り、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他教務に関する事項について、連絡調整及び指導助言にあたる。
4 教諭は児童生徒の教育を司る。
5 講師は、教諭を補佐し、児童生徒の教育を司る。
6 園長は、校長の監督を受け、幼児の教育を司る。

第 1 7 条 教職員の服務に関する規定は別に定める。（教職員の服務）

第 五 章 会 計

第 1 8 条 学校の経営経費は、日本国国庫補助・入学金・授業料及び寄付金をもってあてる。（経営経費）

第 1 9 条 この学校に入学・編入学を希望するものは、所定の入学金及び授業料を納入しなければならない。（入学金・授業料）

- 1 入学金・授業料は別に定める。
- 2 本校に在学期間中は、授業料を納入しなければならない。
授業料算出の「月」の計算は、在学した最初の日の属する月を1ヶ月とし、以下順次在学該当月を1ヶ月として計算する。
- 3 授業料は、学校指定の銀行に振り込む。年額の授業料を3ヶ月分ごと、4期に分け、最初の月に振り込む。
- 4 聴講生の授業料は、別に定める。

第 2 0 条 学校の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。（会計年度）

第 六 章 聴 講 生

- 第 2 1 条
(聴講生)
- 1 本校は、国際理解の立場から、また幼児、児童生徒に多様な人間関係を体験させる一助として、本校の状況の許す限り、聴講生を受け入れる。受入の規程は別に定める。

付 則

- 1 (規則の改訂)
- この規則は、理事会の承認を得て、改訂することができる。
- | | | |
|----------|-----------|----|
| 昭和 5 3 年 | 4 月 2 0 日 | 制定 |
| 昭和 5 9 年 | 9 月 1 日 | 改訂 |
| 平成 5 年 | 4 月 2 2 日 | 改訂 |
| 平成 6 年 | 1 月 3 1 日 | 改訂 |
| 平成 7 年 | 4 月 2 0 日 | 改訂 |
| 平成 1 4 年 | 1 月 3 1 日 | 改訂 |
| 平成 1 4 年 | 4 月 2 9 日 | 改訂 |
| 平成 2 2 年 | 3 月 9 日 | 改訂 |
| 平成 2 4 年 | 2 月 2 1 日 | 改訂 |
| 令和 元年 | 9 月 2 0 日 | 改訂 |
| 令和 3 年 | 4 月 1 日 | 改訂 |